

超高齢社会時代における
我が国の高齢期所得保障の再構築
— 私的な備えを拡充するための3つの提言 —

新しい私的年金制度に関する研究会

2018年1月12日

目 次

1. 公的年金給付の縮小と私的な備えの不足	1
(1) 本提言の問題意識とスコープ	1
2. 高齢期所得を取り巻く環境変化と私的年金加入の実態分析	4
(1) 高齢期所得を取り巻く環境変化	4
(2) 私的年金加入に関する実態分析	10
(3) 高齢期所得に関するシミュレーション分析 ー生活資金枯渇によって半数の高齢世帯が生 活困窮状態にー	12
(4) まとめ	14
3. 私的年金改革を中心とした3つの政策提言	16
目指すべき方向性	16
提言1 企業年金がないすべての被用者に対して脱退選択（オプトアウト）可能な確定拠出型 企業年金を導入する。その際、本人の年金口座への直接的な財政支援を行う。	17
提言2 企業年金および退職一時金受取の年金化を促進する税制を目指すことにより高齢期 所得に安定性をもたらす。	18
提言3 公的年金支給開始年齢のオープンエンド化と高齢就労促進によって、長寿リスクに備 えるとともに高齢期所得保障に厚みをもたらす	19
改革後の姿	20
参考：新しい私的年金制度に関する研究会について	22
研究会委員	22
事務局	22
スケジュール	22

1. 公的年金給付の縮小と私的な備えの不足

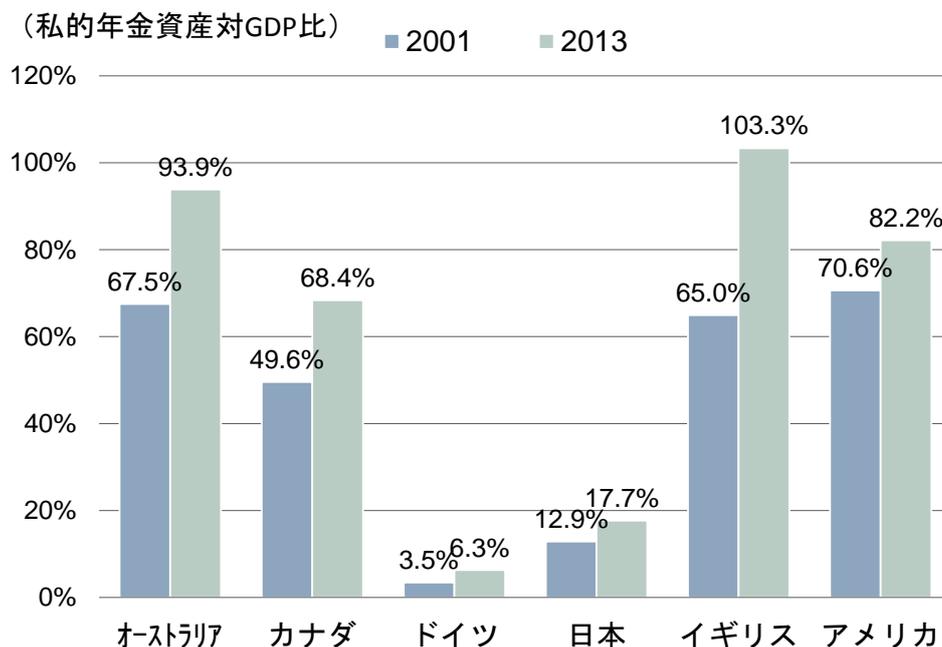
(1) 本提言の問題意識とスコープ

高齢期の¹所得の源泉は、公的年金、私的資産形成、就労収入等に大別できるが(図表 2)、日本における高齢期所得保障の議論は公的年金制度の財政的持続性に偏重しており、政府・企業・個人の役割を踏まえた社会的視点、あるいは退職者目線で高齢期所得ポートフォリオを俯瞰した議論や対策が欠けている。今後の人口高齢化の進行によって公的年金給付水準がさらに低下せざるを得ないにもかかわらず、NISA(少額投資非課税制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)の導入など一定の進展は見られるものの、公的所得保障の縮小に見合うだけの私的な備えの拡充は不十分と言わざるを得ないのが現状である。

特に賦課方式の公的年金制度のもとでは、人口高齢化の進展によって給付水準が今後も低下せざるを得ないにもかかわらず、その低下分を埋めるための私的な資産形成の備えの拡充が圧倒的に不足している。2013年時点の私的年金資産額の対GDP比はアメリカ、イギリスなどの諸外国と比較すると水準が低くだけでなく、伸び率も低い(図表 1)。加えて、日本では企業年金が私的年金の主たる受け皿であったが、景気の低迷や経営環境の悪化によって、企業年金制度からの撤退や縮小をする企業が増加している。2017年1月からは、iDeCoの対象者が拡大するなど、公的年金を補完する役割として私的年金制度の整備が進められてきているが、高齢期の生活における公的年金への依存度は依然として高い。このような状況下において、国民の私的な資産形成(自助)を促す制度は十分に機能しているとは言えず、国民の意識・行動も老後の生活保障の環境変化に対応できていない。特に、中低所得者層については、退職後に向けた蓄えが不十分であると生活保護等の支援を受ける状況に陥りかねず、将来の財政負担の増加も危惧される。

¹ 本提言では、60歳代以降の働き方の多様化が今後とも一層進むことが見込まれる中で、公的年金、私的金融資産の活用、就労所得などによる家計所得の源泉を「高齢期所得」と定義する。現在多くの被用者は、各社で定められた定年退職後、本人が希望すれば65歳までは雇用延長となり、65歳から公的年金を受給することから、65歳以降の所得が「高齢期所得」に該当する。ただし、定年退職時に退職一時金を受給する被用者が多く、60歳代前半においてその取り崩しが家計の源泉となれば、「高齢期所得」に含まれる。また、公的年金を繰り上げ受給、繰り下げ受給している場合、あるいは従前の就業状況、年齢・性別等、さらには自身や家族の健康状態等により公的年金の支給開始年齢は異なることから「高齢期所得」の対象年齢は一律には定められない。

図表 1 私的年金資産対 GDP 比の国際比較



先進各国に目を向けると、少子高齢化に伴い公的年金の給付水準を引き下げており、日本と同様の状況に直面しているが、国を挙げて自助を促進する施策を行い、顕著な効果が現われているところもある。例えばイギリスでは、公的年金の役割を生活の最低保障機能に限定するとともに私的年金の拡充を進めており、全ての雇用主に対して NEST (National Employment Savings Trust、ネスト) と呼ばれる私的年金の提供を義務付けた。NEST は行動経済学の知見に基づいて自動加入・オプトアウト方式を導入しており、加入者は順調に増加している。他方、ドイツでは、公的年金縮小の補完措置として、国庫補助と税制優遇をインセンティブとした任意加入の私的年金であるリースター年金を導入し、私的年金の加入を推進している。

本提言は、公的年金制度は基本的に所与としながら、普通に生活している人が安定的に安心して人生を全うできることを目指して、日本の高齢期所得保障における盲点と言っても過言ではない「私的な備えの不足」に焦点を当て、私的資産形成、なかでも私的年金のあり方を中心に検討を行った成果である (図表 2)。

人口高齢化による未曾有の退職危機は、これまで日本が経験したことのない最大の困難だと言っても過言ではなく、乗り越えることは決して容易ではない。しかし人生 100 年時代と言われ高齢者層がかつてないほど活力を持つ時代において、政府・企業・個人がそれぞれ役割を果たし、自助による資産形成と可能な限りの就労を組み合わせることによって、十分に克服可能である。

本提言は、そのために目指すべき対策の方向性と概要を示したものであり、詳細な制度設計には至っていない。しかし、高齢期所得保障の全体像イメージや政府・企業・個人に求められる役割について国民的合意を形成し、既存の私的な備え拡充の動きを大幅に加

速・拡大するうえで、一助となることを願うものである。

図表 2 高齢期所得の源泉と本提言のスコープ

公的年金		私的資産形成			
抜本改革 (支給開始 年齢引き上げ、 積立方式化等)	現行制度の 枠組み内の 改革	私的年金	その他 (NISA等)	就労収入	その他 (地方移住、 生活費削減等)

本提言のスコープ

2. 高齢期所得を取り巻く環境変化と私的年金加入の実態分析

本節では、高齢期所得を取り巻く環境変化と私的年金加入の実態分析を行う。

公的年金をはじめとした高齢期所得をとりまく環境は、さまざまな外部要因・構造要因によって大きく変化している。本節ではあるべき私的年金制度を考える前提として、①公的年金給付水準の低下、②企業年金の縮小、③就業構造・世帯構造の多様化、④長寿化の4点を取り上げて分析を行う。

私的年金加入の実態については、どういった層が私的年金に加入しているのかを明らかにしたうえで、私的年金加入の低水準状態を放置した場合に、高齢期の生活が将来的にどのようなようになるのかをシミュレーション分析によって明らかにする。

(1) 高齢期所得を取り巻く環境変化

① 公的年金の給付水準の低下

日本における高齢期所得の環境変化としてもっとも大きなものは公的年金の給付水準低下である。そもそも我が国の公的年金の給付水準は先進諸国の中では最低位に準ずる位置にあり、OECD 諸国における義務加入年金の所得代替率をみると、日本は 35.6%であり、アメリカ (38.3%)、フランス (58.8%)、ドイツ (42.0%) などの国々よりも低くなっている。さらに今後は、マクロ経済スライドの適用によって、すべての賃金水準の労働者で所得代替率(年金の給付水準/同時期の現役世代の賃金水準の比率)が低下していく。今後、公的年金の給付水準はますます低下していくが、アンケート調査結果によると、将来の公的年金の給付水準は「想定よりも少ない」と答えた人が過半数に上っている(図表 4)。公的年金の給付水準の低下に伴い、高齢期の所得に果たす公的年金の役割は今後とも縮小せざるを得ないと考えられる。

図表 3 OECD 諸国における年金給付水準の比較

【20歳から標準的な支給開始年齢まで平均賃金水準で働いた勤労者の年金(本人分のみ)の平均賃金に対する比率】
 ※平均賃金、年金いずれも税・社会保険料控除前

国名	アメリカ	イギリス	カナダ	オーストラリア	ドイツ	フランス	スウェーデン	デンマーク	日本
義務加入年金の所得代替率	38.3	32.6	39.2	52.3	42.0	58.8	55.6	78.5	35.6 (注)
うち、公的年金	38.3	32.6	39.2	13.6	42.0	58.8	33.9	30.6	35.6
うち、義務的な私的年金(労働人口の85%以上をカバーする私的年金を含む。)	—	—	—	38.7	—	—	21.7	47.9	—
労働人口の40%以上をカバーする任意の私的年金(義務的な私的年金に含まれるものを除く。)	37.8	34.5	33.9	—	16.0	—	—	—	—
公的年金の保険料率(2012)	労 4.2% 使 6.2%	労 12.0% 使 13.8% (国民保険全株)	労 5.0% 使 5.0%	(租税財源) —	労 9.8% 使 9.8%	労 6.8% 使 9.9%	労 7.0% 使 10.21%	(租税財源) —	労 8.4% 使 8.4%

(注) マクロ経済スライドによる調整が終了した段階での年金水準。平成21年財政検証に基づくスライド調整の割合から逆算すると、現時点の水準は7%ポイント程度高いと推計(推計は厚生労働省年金局による)

※ 上記の代替率と、我が国の財政検証で示している所得代替率は、次の点で異なる。①本人分のみで配偶者の基礎年金を含まないこと、②20～64歳まで厚生年金に加入した前提となっていること、③分母となる平均賃金が税・社会保険料控除前であること。

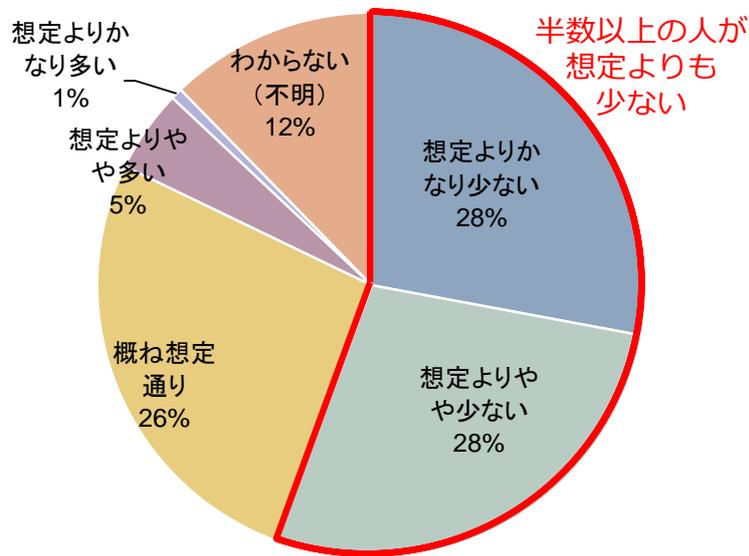
【前提】

- 給付算定の基礎となる賃金や加入期間
 - ・ 20歳で労働市場に参入し、標準的な支給開始年齢までの期間を、平均賃金で就労した場合を想定
- 経済変数
 - ・ 物価上昇率 2.5%/年 ・ 名目賃金上昇率 4.55%/年(実質賃金上昇率 2%/年) ・ 積立方式の実質利益率 3.5%/年
- 給付算定ルール
 - ・ 2012年までに法制化された改革を反映。段階的に導入されている制度変更は、最初から導入済みと仮定。
 - ・ 配偶者に対する給付や加給を考慮しない単身モデル

(資料)OECD「Pensions at a Glance」(2013) 42

(出所) 第25回社会保障審議会年金部会「高齢期の就労と年金受給の在り方」(平成26年10月1日)

図表 4 公的年金の給付の見通しと自分自身の想定との比較



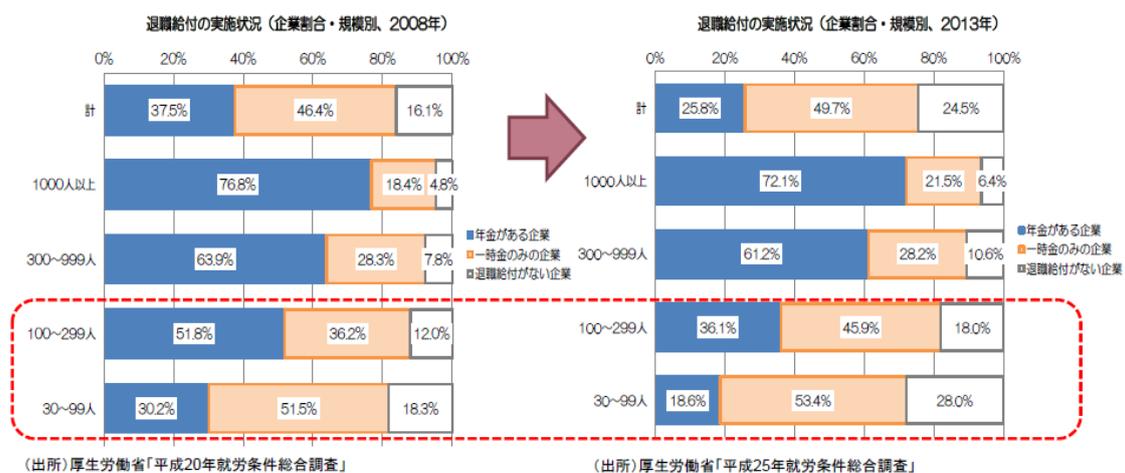
(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「退職後の資産形成に関するアンケート」2017年3月

② 企業年金の縮小

日本企業は、以前には福利厚生の一環として従業員に対して企業年金を用意してきたが、2001年の適格退職年金の廃止や景気の低迷による経営環境の悪化等により、制度の廃止が進んでいる。2008年と2013年の退職給付の実施状況を比較すると、「退職給付がない企業」

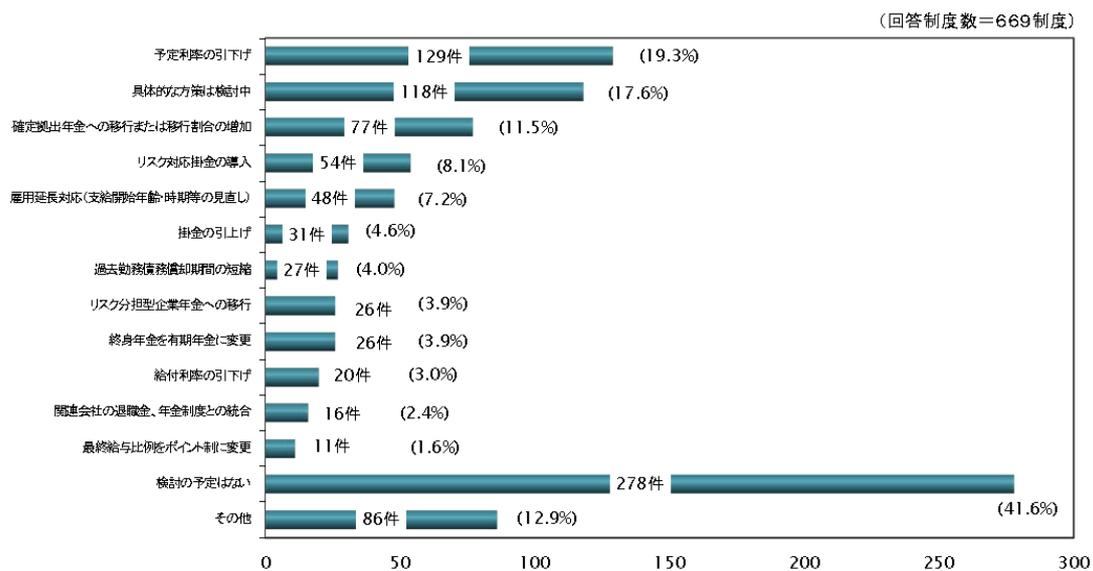
が、16.1%から24.5%に増加している。また、「年金がある企業」に着目すると、5年間で11.7%低下しており、年金制度からの撤退が進んでいる。特に、中小企業において顕著な減少がみられ、従業員規模100～299人の企業で「年金がある」と回答した企業は2008年の51.8%から2013年には36.1%まで減少している。30～99人の企業でも30.2%から18.6%まで減少している。また、企業年金の実施企業においても制度の見直しが進められており、確定給付型企業年金のうち19.3%が「予定利率の引き下げ」を検討しているほか、「終身年金を有期年金に変更」(3.9%)、「給付利率の引下げ」(3.0%)などが検討の俎上に上がっている。

図表 5 退職給付の実施状況



(出所) 厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」 (出所) 厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」
 (出所) 第4回社会保障審議会企業年金部会「企業年金制度の現状等について」(平成26年6月4日)

図表 6 今後の制度見直しの検討状況 (企業年金連合会の会員確定給付型企業年金)

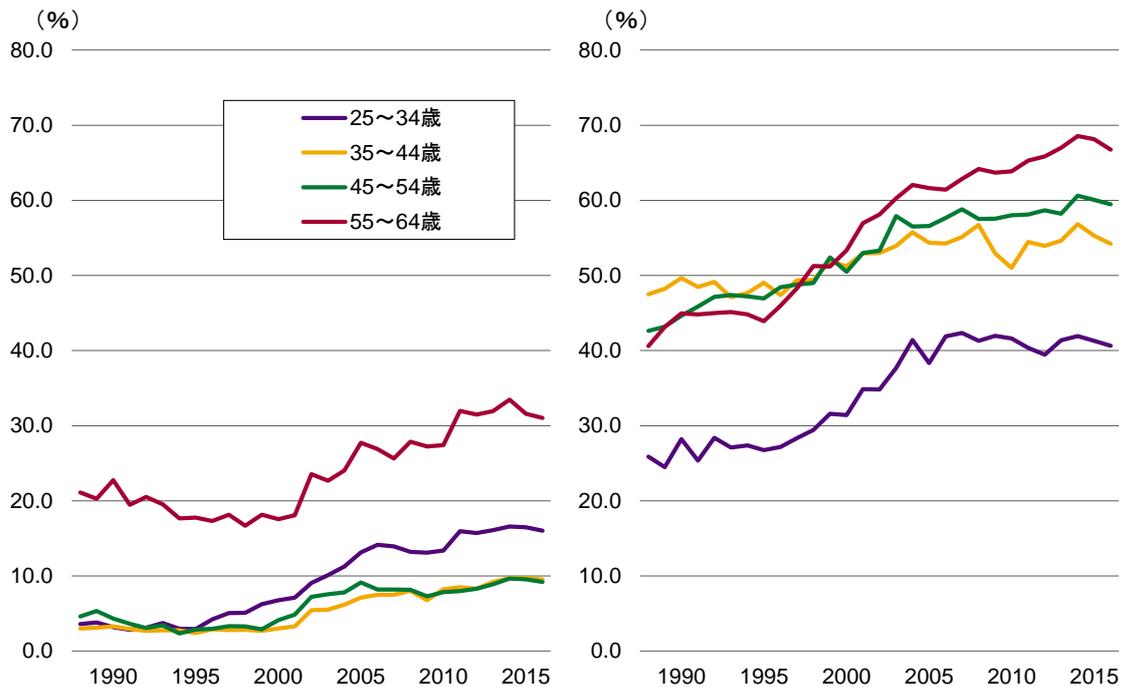


(注) 複数回答可。「その他」には「給付水準の引下げ(加入員減額)」、「閉鎖型(給付のみを行う)年金に移行」等が含まれる。
 (出所) 企業年金連合会「2015(平成27)年度決算 財政・事業運営実態調査結果の概要」(平成29年2月3日)

③ 就業構造・世帯構造の多様化

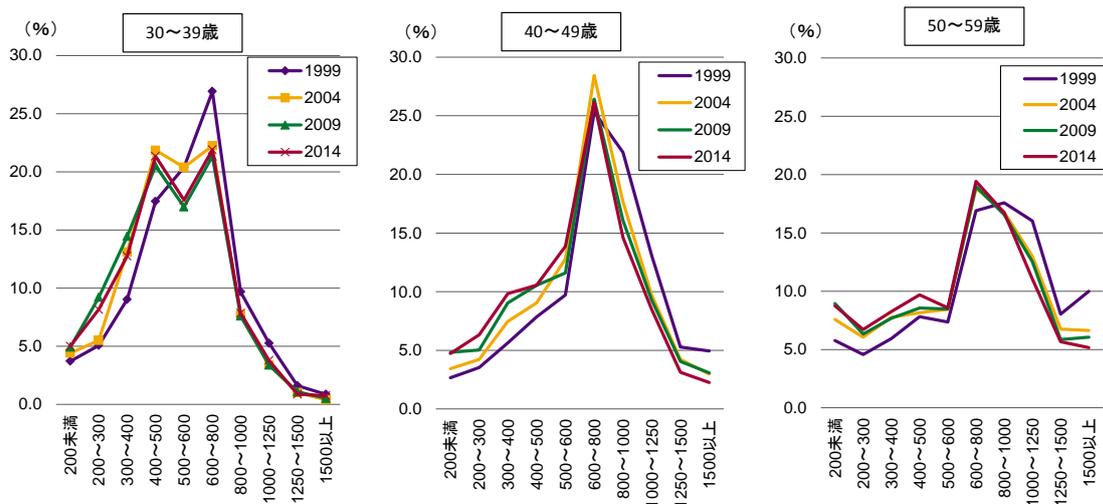
高齢期所得を取り巻く環境変化のなかで、忘れてはならないのが就業構造・世帯構造の多様化である。我が国では2000年頃から、性・年齢を問わず非正規雇用が増加してきた。最近では、非正規の社員・従業員の割合はほぼ一定から若干の減少傾向がうかがわれるが、それでも25～54歳の男性では1～2割、55～64歳の男性では約3割、25～34歳の女性では約4割、35歳～64歳の女性では5～7割が非正規雇用となっている。また、正社員・正職員の賃金水準は50歳代のピークに至るまで年齢が上がるに従い上昇するのに対し、非正規雇用者は賃金水準の上昇はわずかにとどまるため、非正規雇用の増加は特に中年層の世帯所得の減少に直結する。世代別に世帯の所得分布の推移をみると、2004年以降、30歳代・40歳代・50歳代の全ての世代において、800万円以上の世帯割合が減少し、500万円未満の世帯割合が増加している。また、30歳代の世帯では500～600万円未満を境界として世帯所得の二極化が進展している。我が国では世帯所得の低下と所得中間層の減少が同時に進行していると言えるだろう。

図表 7 性別年齢階層別の非正規の職員・従業員の割合（左：男性、右：女性）



(出所) 総務省統計局「労働力調査特別調査」(2001年以前)、「労働力調査詳細集計」(2002年以降)よりMURC作成
(出所注)「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月が相違することから、時系列比較には注意を要する。
(備考) 労働力特別集計では各年の「2月」の値を、労働力調査詳細集計では各年の「1～3月平均」の値を用いている。なお、分母は役員を除く雇用者(=正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の和)である。

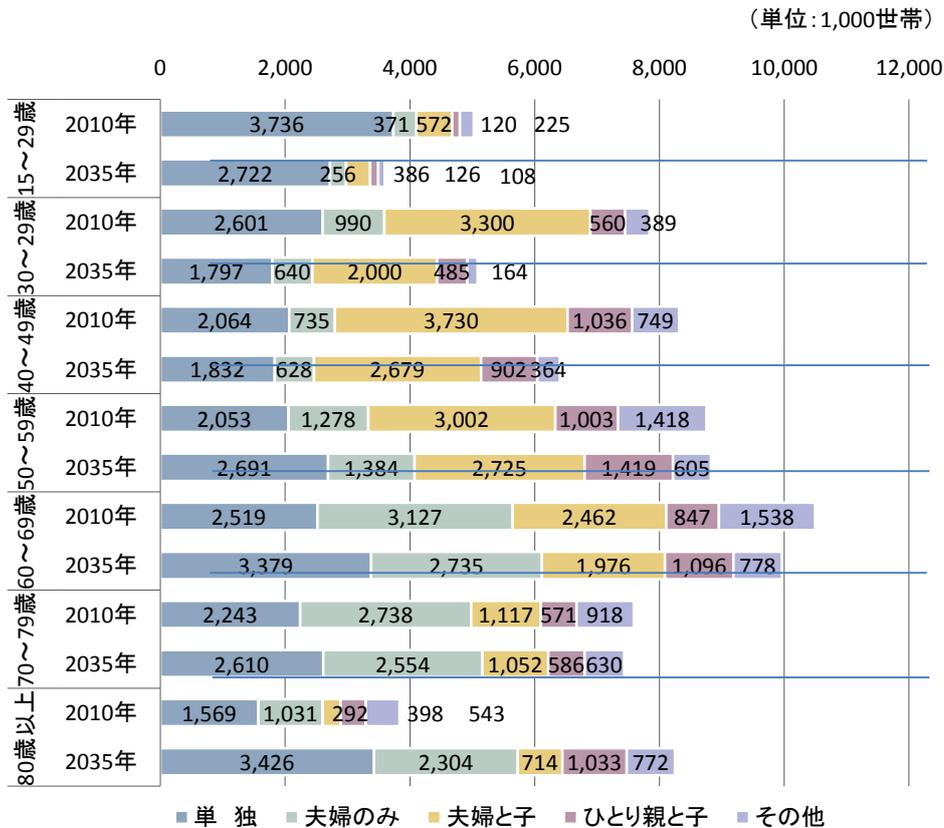
図表 8 世帯の所得分布の推移



(出所) 総務省統計局「平成11年、16年、21年、26年 全国消費実態調査」
 (備考) 総世帯の世帯主の年齢階級別の年間収入階級別の世帯数分布を用いている。

また、我が国では人口減少の加速とともに、世帯構造も大きく変化することが予想されている。2010年と2035年の世帯数を比較してみると、80歳以上の世帯が大幅に増加する一方で、40歳代以下の若い世帯が大幅に減少する見込みである。また、家族類型別にみると、50歳以上のすべての年代で単独世帯が増加する。高齢の単独世帯の増加は、日本の一般的な家庭で行われてきた同居家族による経済的支援や介護等が標準的でなくなることを意味しており、社会全体として介護や貧困に対するリスクの高まりが懸念される。

図表 9 家族類型別一般世帯数（2010年・2035年の比較）

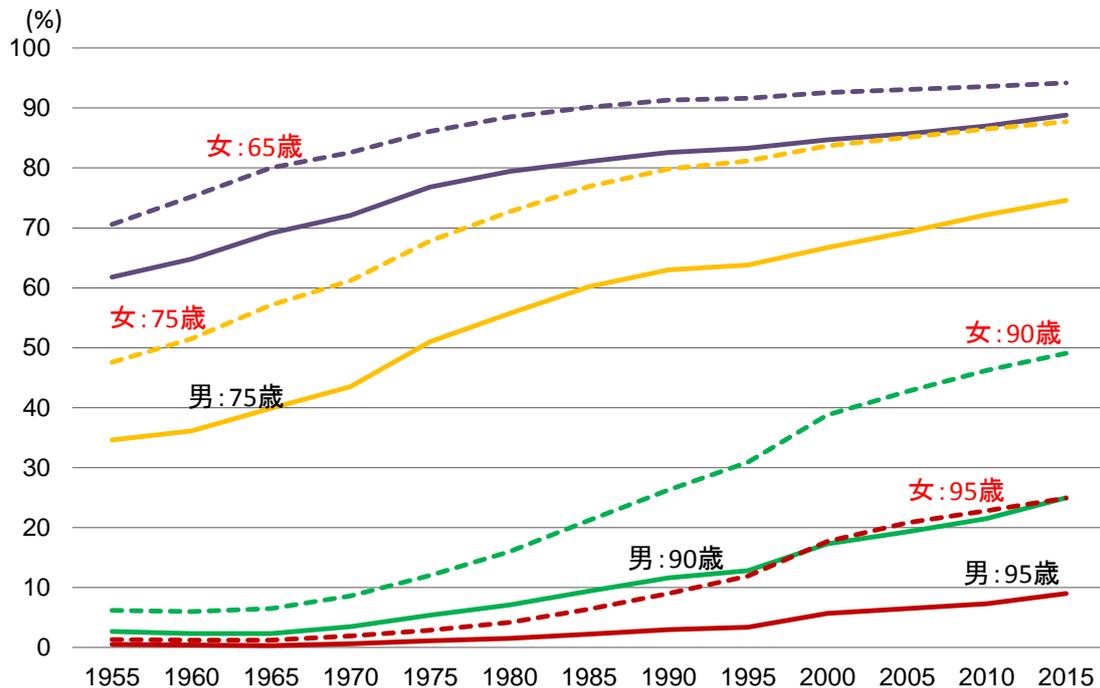


（出所） 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯の将来推計（2013（平成25）年1月推計）」

④ 長寿化

最後が長寿化である。2015年時点の我が国の平均寿命は男性80.79歳、女性87.05歳まで伸びており、現在の公的年金の受給開始年齢である65歳時点での平均余命は、男性19.46年、女性24.31年である。また、2015年時点では、男性の4人に1人、女性の2人に1人は90歳まで、女性の4人に1人は95歳まで生存している。長く生きることは望ましいことである反面、退職後の資産が枯渇してしまうリスクが高まっていると言える。

図表 10 生命表上で特定の年齢まで生存する割合（時系列）



(出所) 厚生労働省「平成 27 年簡易生命表」を基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(備考) 例えば、「女:90歳」(赤の太実線)は、女性が90歳まで生きる割合は、1970年代までは10%に満たなかったが、2015年には50%近くに達していることが読み取れる。

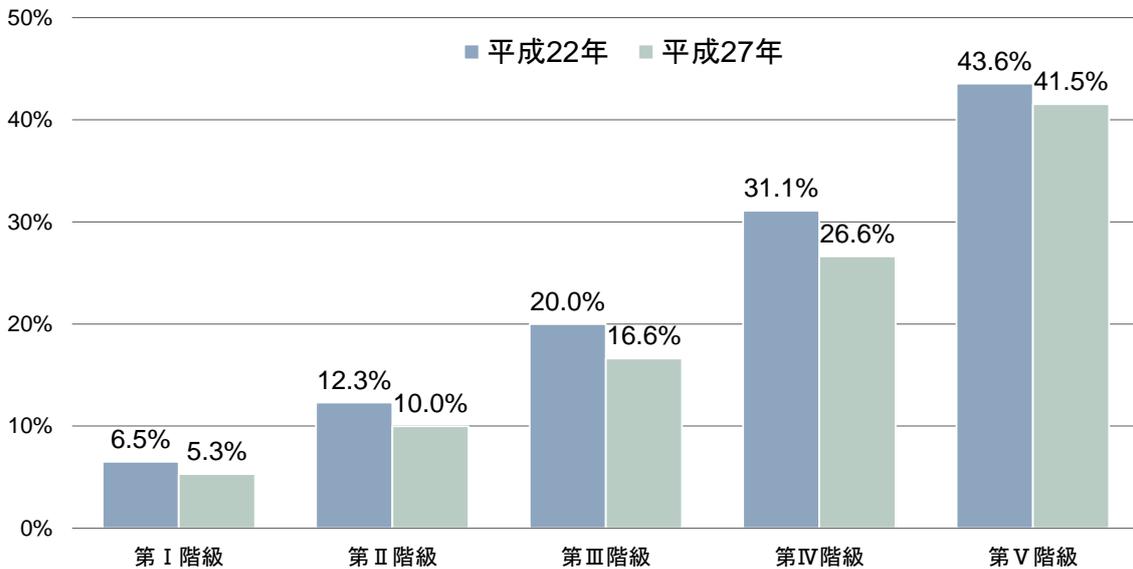
(2) 私的年金加入に関する実態分析

公的年金の給付水準が引き下げられるなかで、私的年金加入による自助の備えの促進を政府は進めてきている。2017年1月にはiDeCo(イデコ、個人型確定拠出年金)の対象者が公務員や専業主婦等にまで拡大され、すべての現役世代が加入できるようになった。iDeCoは掛け金拠出時に全額所得控除され、運用益も非課税であり、給付時も公的年金等控除や退職所得控除の対象となるため、加入者の金融資産の活用において非常に有利な仕組みとなっている。

それでは私的年金加入の実態はどうなっているのだろうか。図表12は世帯の所得五分位階級別に、企業年金・個人年金等に掛け金がある世帯の割合を見たものである。最も所得が高い第V階級では4割以上の世帯が企業年金・個人年金に加入しているが、最も所得が低い第I階級では5%程度に留まっており、実に8倍の差が生まれている。図表13は現役世帯の所得階層別にiDeCoへの加入・関心状況を見たものである。世帯年収が400万円未満の場合、iDeCoへの加入率が非常に低いだけでなく、「未加入で関心なし、わからない」と回答した世帯が7割超に上っている。

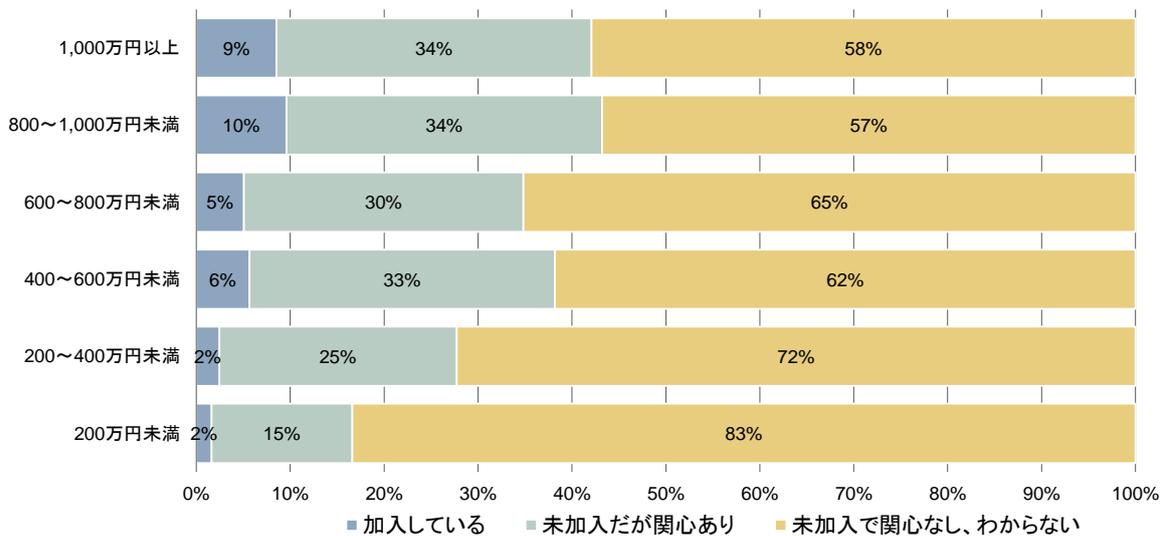
図表 11 企業年金・個人年金等の掛け金がある世帯の割合の変化（所得五分位階級別）

（企業年金等への加入割合（企業年金・個人年金等の掛け金がある世帯数の割合）：％）



（出所）厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

図表 12 iDeCo の加入・関心の状況（世帯の所得階層別）

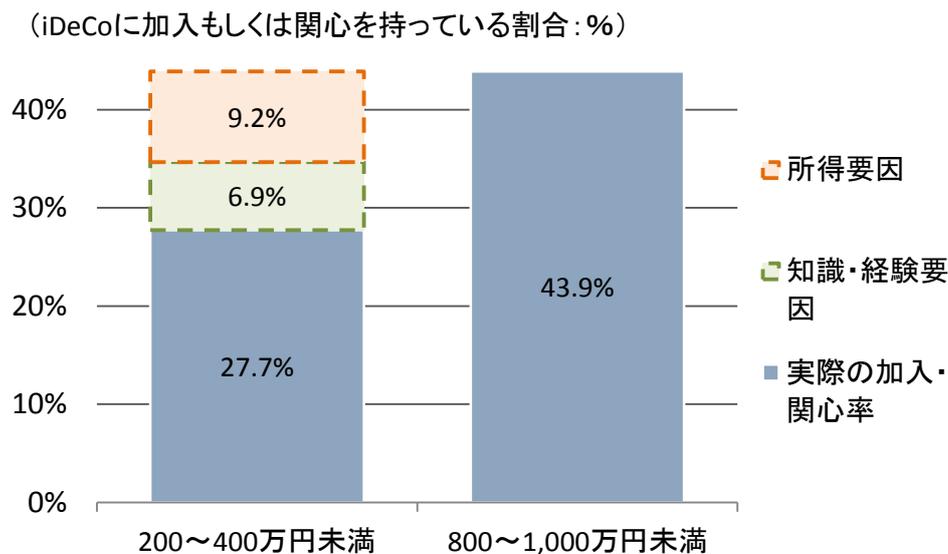


（出所）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「退職後の資産形成に関するアンケート」2017年3月

世帯の所得階層 200～400 万円未満世帯と、800～1000 万円未満世帯の間での、iDeCo に「加入もしくは関心を持っている」（「加入している」＋「未加入だが関心あり」）割合の差について要因分解したものが図表 13 である。200～400 万円未満世帯の場合、iDeCo に「加入もしくは関心を持っている」割合は 27.7%、800～1000 万円未満の世帯は 43.9%と、両者には 16.2%の差がある。このうち、約 9%分は『所得の差』に起因するものである。世帯所得が多ければ、退職資金を積み立てる余裕が生まれやすくなり、iDeCo の税制優遇メ

リットが大きいため、iDeCo への関心が高くなっている。そして約 7%分は『知識・経験』に起因するものである。別途、iDeCo への加入・関心の決定要因を分析した結果からは、公的年金や金融への理解度が高い世帯、老後の必要資金についてきちんと把握できている世帯、夏休みの宿題を早めに終えていた人、幼少期に経済状況が厳しかった人は、iDeCo への加入・関心意向が強いことが明らかになった。低所得層の場合、金融リテラシー等に乏しい場合が多く、それが iDeCo への関心の低さに拍車をかけていると言える。

図表 13 iDeCo の加入・関心の要因分解



(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2017) 「日本の退職後資産形成に関する実証分析」 MURC 政策研究レポート

(3) 高齢期所得に関するシミュレーション分析

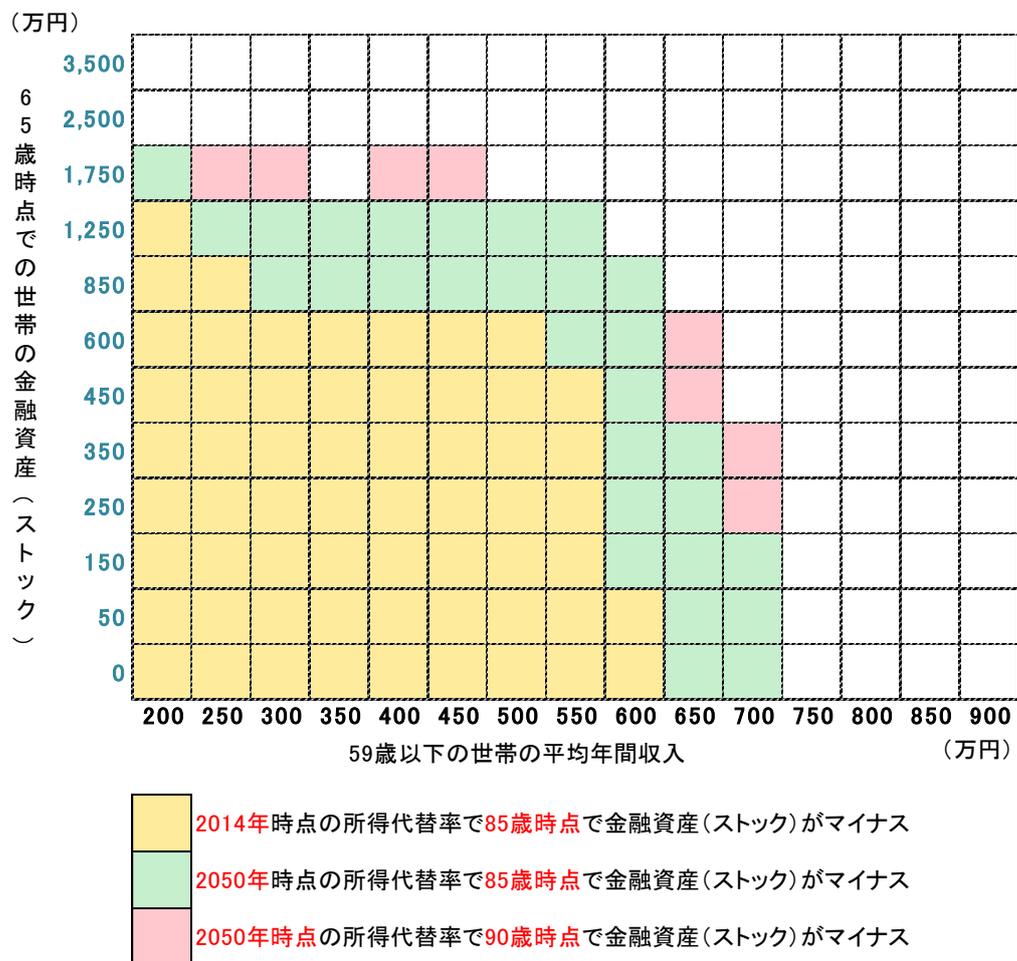
－生活資金枯渇によって半数の高齢世帯が生活困窮状態に－

このように高齢期所得を取り巻く環境は激変しているなかで、自助による資産形成の備えは十分に進んでいない。こうした状況が放置されると、将来はどのようになるのだろうか。ここでは、現役期（59歳まで）の平均年間収入別の65歳時点での金融資産（ストック）の分布を元にして、2014年時点、及び所得代替率が低下する2050年時点での公的年金給付水準を想定した場合の85歳時点、及び90歳時点で世帯の金融資産（ストック）がマイナスになっている世帯割合をシミュレーションした。

現役期（59歳まで）の平均世帯収入（年額）を横軸に、65歳時点での金融資産（ストック）を縦軸にして、マイナス化する世帯の状況を図示したのが図表 14 である。図表中の「黄色」の部分は、2014年時点での公的年金の所得代替率が維持された場合であっても、85歳時点で金融資産がマイナスになる世帯である。現役時代の所得が多ければ、公的年金給付額が多くなるため、金融資産が少なかったとしてもマイナスになる世帯は少なくなる。一方で、現役期の所得が少なかった世帯については、一定程度の金融資産を確保しない限りマイナスに陥ってしまう。図表中の「黄緑色」の部分は、公的年金の所得代替率が2050

年時点の水準まで低下した場合に、85歳時点で金融資産がマイナスになる世帯である。これをみると、現役期の平均世帯収入が600万円程度あったとしても、1000万円程度の金融資産（ストック）を65歳時点で確保しない限り、85歳までの時点で金融資産がマイナスになってしまう。2050年時点では、現役期（59歳まで）の平均世帯収入がおよそ700万円以下、65歳時点での金融資産が1250万円以下の世帯では、ほとんどが85歳時点で金融資産が枯渇することが分かる。また、図表中の「桃色」の部分は「黄緑色」と同様に、公的年金の所得代替率が2050年時点の水準に低下した場合も、「90歳時点」で金融資産がマイナスになる世帯である。つまり長寿化によって金融資産が枯渇する可能性が高まることを示している。

図表 14 85歳時点、90歳時点で世帯の金融資産（ストック）がマイナス世帯の状況
（2014年・2015年時点の公的年金所得代替率別）

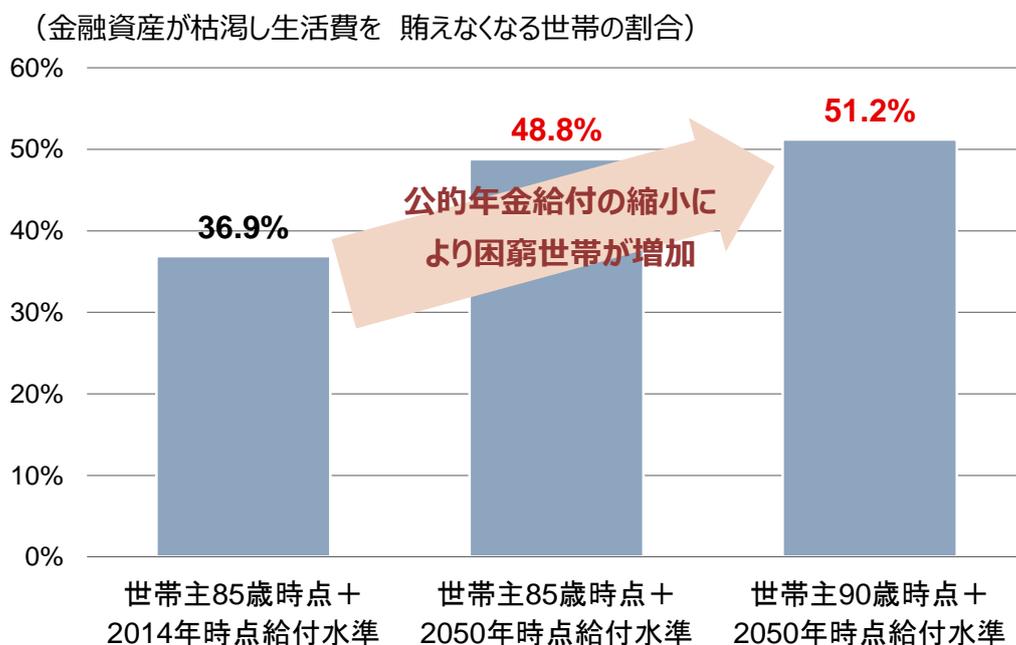


2014年時点、及び所得代替率が低下する2050年時点での公的年金給付水準を想定した場合の85歳時点、及び90歳時点で金融資産がマイナスになる世帯割合のシミュレーション

ン結果の概要を示したものが図表 15 である。2014 年時点での公的年金給付水準が維持された場合、85 歳時点で金融資産が枯渇し赤字化する割合は 37.0%であるが、2050 年時点の水準まで公的年金給付が減少すると 48.8%と増加し、ほぼ半数世帯で金融資産が枯渇する。また、今後の長寿化を考慮して 90 歳時点でみると、51.2%と金融資産が枯渇する世帯の割合はさらに拡大する。

ここで、2014 年時点での高齢世帯での被保護世帯数が 79.3 万世帯であることから（厚生労働省「被保護者調査」より 2014 年の各月の被保護世帯数の平均値）、これに対して、2014 年から 2050 年時点での世帯主が 65 歳以上世帯数の伸びを乗じ、さらに、ここで試算した 90 歳時点での赤字世帯数の伸び率を乗じることで、2050 年時点での高齢世帯での被保護世帯数を推計したところ、結果は 112.6 万世帯と 2014 年時点の約 1.4 倍になると想定される。

図表 15 公的年金給付水準別の金融資産が枯渇する世帯の割合



(備考) 貯蓄額（ストック）については、年率 1.12%の利率を想定した。

(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2017)「私的な資産形成に関する将来予測・政策シミュレーション分析」

(4) まとめ

高齢期所得を取り巻く環境変化と実態分析の結果を整理すると、以下のようなになる。

今後、高齢者の単独世帯の増加や長寿化により、退職後の生活維持に対するリスクは高まっていくことが予想される。一方で、これまで安定的な高齢期所得を支えてきた公的年金と企業年金が縮小するため、他の所得確保の手段が必要となる。今後、多くの国民が一生涯安定した人生を送るためには、自助による資産形成を進めると共に、さまざまなリスクに対しても自発的に備えることがますます求められるようになっていく。

そうした環境変化を踏まえて、政府は iDeCo をはじめとした私的年金の促進策を整備してきている。こうした私的年金促進策は、上記の環境変化を考慮すれば望ましい方向性だと言えるが、企業年金・個人年金に加入しているのは中高所得層に集中しており、中低所得層は加入率や関心を持っている割合は非常に低くなっている。この主因は所得の低さと知識や経験の乏しさである。iDeCo のような任意加入の自発性に依拠した制度を促進しても、金融リテラシーの高い高所得層が中心的な加入者となり、中低所得層は取り残されてしまう蓋然性が高い。

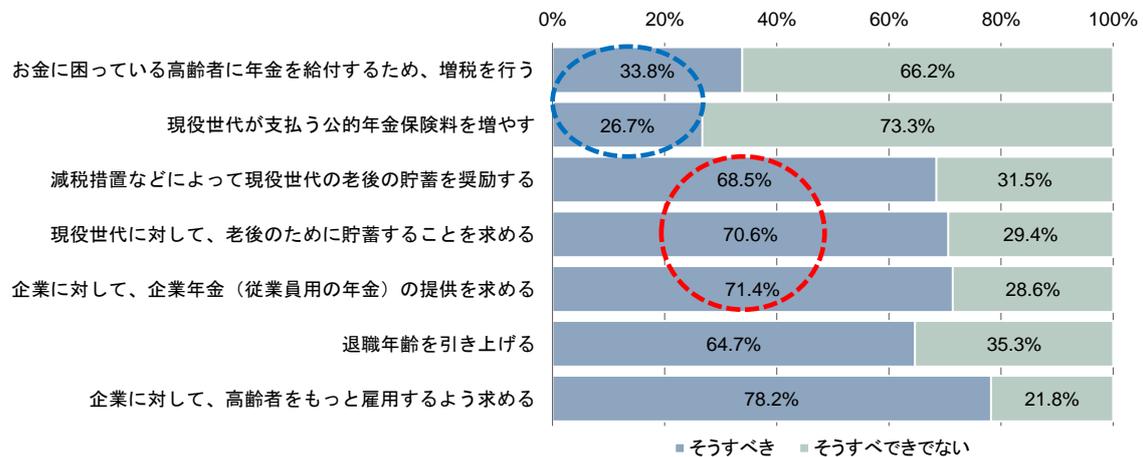
将来シミュレーションの結果によると、多くの中低所得層は退職後に家計収支が赤字に転落し、約半数の世帯で金融資産が枯渇する。生活保護世帯も増大しかねない。現在の私的年金政策では、中低所得層が取り残されてしまい、将来の貧困者増加につながってしまうと考えられる。

3. 私的年金改革を中心とした3つの政策提言 目指すべき方向性

以下では、今後とも多くの人が高齢期の生活を送るための提言を行う。言うまでもなく、すべての人が安定した高齢期の生活を行うためには扶助的な政策が不可欠であるが、本稿では、中低所得層を含めて、現役期に一定以上の所得があるより多くの人たちが、高齢期の生活を安定して行えるような、私的な資産形成による自助を促す制度設計の構築を中心とした提言とする。

図表 16 は高齢社会における政策の賛否についてのアンケート調査結果を示したものであるが、増税や公的年金保険料の増加によって対応するよりも、貯蓄の奨励や就業継続によって対応すべきという意見が強い。私的年金の促進による高齢期所得の確保は、こうした国民の意識にも沿った方向性だと言える。

図表 16 高齢社会に対する政策の賛否



(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「退職後の資産形成に関するアンケート」2017年3月

提言 1 企業年金がないすべての被用者に対して脱退選択（オプトアウト）可能な確定拠出型企業年金を導入する。その際、本人の年金口座への直接的な財政支援を行う。

【現状の課題】

- ・ 現在、企業年金と個人年金を含む日本の任意加入の私的年金は加入率が低く、私的年金への加入は、勤め先企業に企業年金が用意されているか否かに相当程度依存している。
- ・ iDeCo 等の任意加入の個人年金の場合、高所得層や公的年金や金融知識を持つ層の加入率が高く、中低所得層は資産形成が不十分となり、将来的に高齢期所得及び金融資産が枯渇するリスクが高い。
- ・ iDeCo 等への個人拠出分は所得控除されているが、所得控除による税優遇措置の場合、年末調整によって減税分が還付され、財政支援分が資産形成に回らない。また、高所得層の減税規模がより大きくなっている。

【海外の経験】

- ・ 諸外国の経験は、任意加入による退職資産形成の難しさを示している。ドイツのリースター年金は補助金の積み増しや手続の簡素化に伴って加入者は増加しているが、任意加入の制度であるため加入率は頭打ちになっており、加入者の内訳も高所得者層に偏っている。
- ・ イギリスでは、自動加入・脱退選択（オプトアウト）可能方式による企業年金制度を導入しており、NEST（国家雇用貯蓄信託）を活用した確定拠出年金が急速に普及している。NEST のオプトアウト率は当初の想定よりも低く順調に導入されている。

【提言の内容】

- ・ 企業年金のない事業主に対して、確定拠出企業年金の導入を義務付ける。ただし、すでに合理的な資産形成を行っている個人の選択を歪めないように、加入を希望しない者は脱退選択（オプトアウト）が可能な制度とする。
- ・ 制度導入に困難が伴う中小企業に対しては経過措置を設ける。また、中小企業等が自社で確定拠出年金を整備できない場合に備えた支援組織・仕組みを合わせて構築する²。
- ・ 政府が認定した民間金融機関の年金商品に対して企業・個人がそれぞれ掛け金を拠出する形とする。その際、拠出金の所得控除方式ではなく、個人の年金口座に対して直接の財政支援を行う。
- ・ 制度設計においては、長寿化が進んだ状況下においても高齢期の金融資産の枯渇を防ぐことができる拠出水準を目指す。また、中低所得者は手元資金が少ないために十分な掛け金の拠出を行えない可能性が高いため、中低所得層に手厚くなる財政支援をめ

² 英国の NEST が一例。また、我が国において 2018 年度に導入予定の個人型 DC 加入の従業員への事業主による上乘せ拠出の仕組み（個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度）も一例である。

ざす。

- 仮に、30歳の時点から年間所得の10%³（本人拠出5%、企業のマッチング拠出3%、財政支援2%（上限あり））⁴を毎年資産形成に回した場合に、85歳時点で金融資産が枯渇する世帯割合を、資産形成なしで現状放置した場合の48.9%から17%ポイント減少させることができる。
- また、財政支援の水準は、例えば、現行のiDeCo（個人型確定拠出年金）への財政支援（所得控除）と同程度の水準が考えられるが、財政支援の上限を設定（例えば、被用者1人あたり8万円⁵）し、中低所得者に手厚い支援を行う。
- 利用者の利便性に資するため、金融機関はデフォルト商品を設定する。
- 将来的には、被用者に留まらず、自営業者、非正規雇用者、主婦などすべての個人が自動加入する制度へと拡充する。

提言 2 企業年金および退職一時金受取の年金化を促進する税制を目指すことにより高年齢所得に安定性をもたらす。

【現状の課題】

- 企業年金は個人の高年齢所得の源泉として重要な柱であるが、退職金の上乗せとして一時金として受け取っている場合が多い。
- 一時金として受け取ると早期に消費に費やされ、想定外の長寿に備えられない可能性が高まる。

【提言の内容】

- 第一に、退職時に一時金として受け取る企業年金をそのまま企業年金にとどめておけるようにすると共に、退職金を受け取る際に、個人年金に上乗せする形で移し替えることを可能にし、その間の税金は繰り延べられる形にすべきである。特に、労働市場の流動化に伴い、複数の企業で勤める経験を持つ（一時金で受け取るメリットが小さい）労働者にとって年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が確保され高年齢所得保障の受け皿になる確定拠出型年金については、税金繰り延べを基本とした年金としての受給制度を優遇すべきである。
- 第二に、退職金税制を見直す必要がある。多くの個人が企業年金を一時金として受け取っているのは、退職金税制によってその方が有利になるからである。年金課税の議論はさまざまなされているところだが、一時金で受け取ることと比べて、年金として受け取ることが不利とならならない改正を行い、年金化の選択を促すべきである。

³ 拠出率は試算結果であり、数値自体を提言するものではない。財政支援の水準についても同様である。

⁴ 財政支援の水準については、現状のiDeCo（個人型確定拠出年金）における所得控除の規模と同程度となるよう仮定したものであり、数値自体を提言するものではない。

⁵ iDeCoの年間拠出を276,000円（月額23,000円）とした時の限界税率30%（82,800円）相当分を参考にした場合の数値であり、この金額自体を提言するものではない。

提言3 公的年金支給開始年齢のオープンエンド化と高齢就労促進によって、長寿リスクに備えるとともに高齢期所得保障に厚みをもたらす

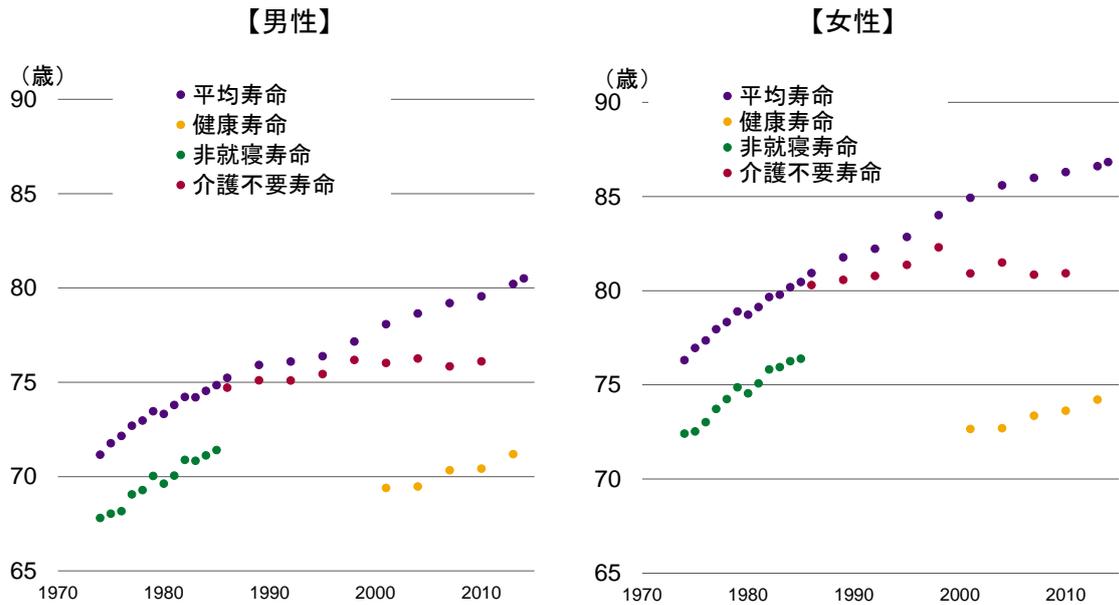
【現状の課題】

- ・ 長寿化と共に健康寿命も延びており、個人差はあるものの70歳或いはそれ以上の年齢でも就労できる余地が拡大している。
- ・ 長生きに伴う金融資産の枯渇リスクが大きくなっており、長期にわたる高齢期の所得保障が課題となっているが、企業年金や個人年金などの私的年金は有期年金がほとんどであり就労にも年齢的な限界がある。

【提言の内容】

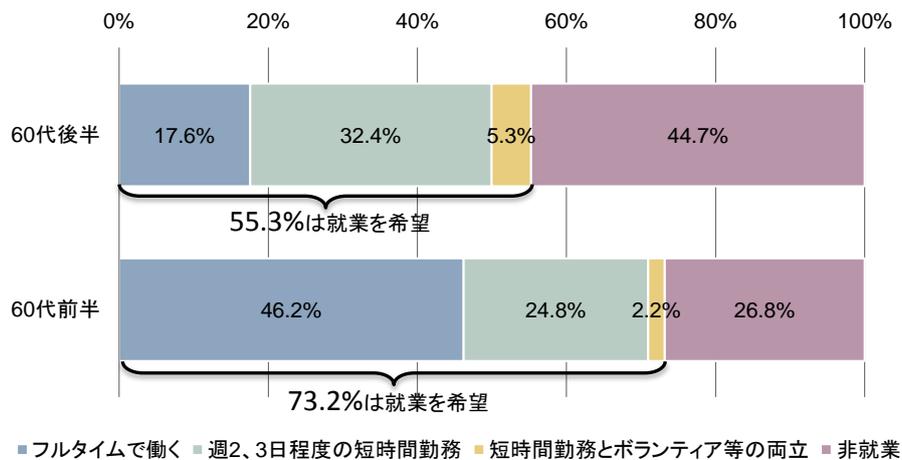
- ・ 高齢期所得の3つの源泉（公的年金、私的年金、就労収入）のうち、終身受給可能な公的年金を長寿化に伴う金融資産枯渇リスクに対応できるようにすべきである。たとえば、60～70歳代前半は私的年金と就労収入中心の生活とし、その間は可能な限り公的年金の受給を繰り下げ、70歳代後半以降の公的年金給付額を増やすことで生活の安定を図る。
- ・ 第一に、公的年金の生涯（期待）受給総額を一定に保ちながら、支給開始年齢を個人の事情に応じて自由に選択可能に（オープンエンド化）すべきである。現行制度においても繰り上げ・繰り下げ受給は選択可能だが、標準支給開始年齢の65歳からの開始が最も一般的である。そこで、65歳以降に支給を遅らせて就労した場合に不利となる現行の制度を改め、さらに70歳以上に繰り下げた場合でも増額される仕組みに制度を拡充すべきである。加えて、繰り下げ受給を促進するような在職老齢年金の見直しが必要である。
- ・ 第二に、公的年金受給を一時的に停止・縮小できるよう柔軟な制度とすべきである。60歳代前半に何らかの理由で就労収入を得られず、公的年金の繰り上げ受給をしている世帯は多い。そうした場合でも、その後、就労収入が確保できれば、公的年金受給を一時的に停止・縮小できるようにし、その分、将来の公的年金受給額を増やせるようにすべきである。
- ・ 第三に、高齢者就労をさらに促進すべきである。就労は所得を増加させるとともに、金融資産の取り崩しを遅らせることも可能になるため、高齢期の所得保障に厚みをもたらす。高齢者就労については、現在65歳までの定年延長・再雇用等の制度的充実が図られ事業主も様々な工夫や取り組みをしている。一方で、65歳以上の就労では、個人による多様性がより大きくなることから、これまで以上に柔軟な働き方が求められる。企業、政府を上げての取り組みが求められる。

図表 17 平均寿命と健康寿命の推移



(出所) 厚生労働省「完全生命表」「簡易生命表」、林玲子(2014)「日本における健康寿命の推移」(平成25年厚生労働科学研究費補助金)より作成

図表 18 高齢期の生活設計に関する意向



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「退職後の資産形成に関するアンケート」2017年3月

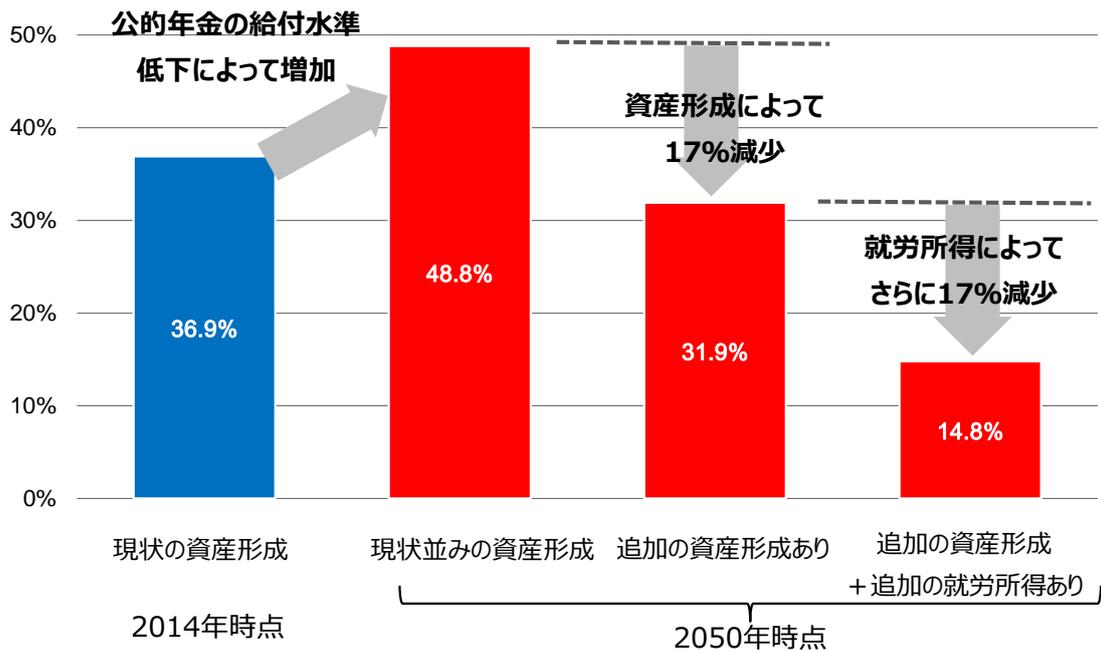
改革後の姿

図表 19 は、資産形成および 65 歳以降の就労の有無別に、将来金融資産が枯渇する世帯の割合を世帯主年齢別に示したものである。資産形成を行わず、65 歳以降に就労も行わない(現状のまま放置した)場合、世帯主が 85 歳に達した段階で 48.8%の世帯は金融資産が枯渇し、日々の支出すら賄えない状態になる。高齢世帯の半数が生活困窮状態に陥るといっても過言ではない。仮に 30 歳の時点から年間所得の 10%⁶を毎年資産形成に回した場合

⁶ 本提言における企業年金の拠出率は、公的年金の給付水準(所得代替率)が低下し長寿化が進んだ後においても、金融資産が枯渇する世帯の割合が概ね現状程度となる水準を示したも

に 85 歳時点で金融資産が枯渇する世帯割合を、現状並みの資産形成のままの場合の 48.8% から約 17%ポイント減少させることができる。加えて 65～74 歳の 10 年間で毎年 100 万円の世帯の追加的な就労所得を得た場合に同割合は、さらに約 17%ポイント減少させることができると考えられる。

図表 19 公的年金の給付水準低下後の国民の私的な資産形成の効果
金融資産が枯渇する世帯の割合（世帯主年齢 85 歳）



(出所) 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング (2017)「私的な資産形成に関する将来予測・政策シミュレーション分析」

のであり、数値自体を提言するものではない。

参考：新しい私的年金制度に関する研究会について

本政策提言は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社を事務局として設立された「新しい私的年金制度に関する研究会」の成果である。本研究会の研究体制および検討スケジュールは以下の通りである。

研究会委員

※○は座長

- 菅谷 和宏 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 年金コンサルティング部リサーチグループ 主任調査役
○中嶋 圭介 神戸市外国語大学 准教授
中田 大悟 創価大学経済学部 准教授
野尻 哲史 フィデリティ投信株式会社 フィデリティ退職・投資教育研究所所長

事務局

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- | | | |
|-------|---------|-------|
| 経済政策部 | 主任研究員 | 小林 庸平 |
| | 上席主任研究員 | 横山 重宏 |
| | 主任研究員 | 大野 泰資 |
| 社会政策部 | 研究員 | 古賀 祥子 |

スケジュール

時期	項目	内容
2016年 12月	第1回 研究会	・ 私的年金政策のあり方について ・ フリーディスカッション
2017年 1月	第2回 研究会	・ 世界高齢化の視点からみた日本の財政の持続可能性と老後の生活保障 ・ 年金制度と就業、引退、健康、幸福度
2017年 2月	第3回 研究会	・ 退職後生活の必要額を確保するために安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて
2017年 3月	第4回 研究会	・ 海外の私的年金制度について ・ 今までの議論の論点整理と提言の方向性
	アンケート 調査	・ 老後の資産形成と私的年金に関するアンケート調査実施
2017年 5月	海外現地 調査	・ ドイツ・イギリスに私的年金政策に関する現地調査
	第5回 研究会	・ 海外出張報告 ・ アンケート調査結果報告 ・ 提言骨子案
2017年 8月	第6回 研究会	・ 政策提言案について
2017年 10月	第7回 研究会	・ 政策提言案について

